

事業報告書		
医療法人整理番号	02126	
報告期間	自 至 令和5年6月1日 令和6年5月31日	
1 事業報告書の概要		
(1) 名称	医療法人社団 三浦内科医院 分類① 社団 (出資持分あり) 分類② その他 分類③ 基金制度不採用	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
(2) 事務所の所在地	都道府県 広島県 市区町村 広島市中区千田町 町名・番地 2丁目9番21号 建物名 従たる事務所の記載はどちら	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と從たる事務所を記載すること。
(3) 設立認可年月日	平成4年6月26日	
(4) 設立登記年月日	平成4年7月6日	
(5) 理事長の氏名	姓 三浦 名 功博	
役員及び評議員の人数	4	理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員	記載はどちら	
2 事業の概要		
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はどちら	
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はどちら	
(2) 附帯業務	記載はどちら	
(3) 収益業務	記載はどちら	
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はどちら	
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はどちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくて差し支えないこと。
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はどちら	
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はどちら	
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はどちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9) その他	記載はどちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の導入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1項参照）

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 42 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金用途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金用途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、
これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行つており、
かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）

注)
 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行つており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するためには必要である理由を記載すること。
 2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えてても差し支えない。

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容

(注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他 目付	記載事項

(注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(注意)

様式2

法人名 医療法人社団 三浦内科医院
 所在地 広島市中区千田町二丁目9番21号

※医療法人整理番号 2 1 2 6

財 産 目 錄
 (令和 6 年 5 月 31 日現在)

1. 資 産 領	88,026 千円
2. 負 債 領	38,062 千円
3. 純 資 産 領	49,964 千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	72,458
B 固定資産	15,568
C 資産合計 (A+B)	: 88,026
D 負債合計	. 38,062
E 純資産 (C-D)	. 49,964

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 貸借、□ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

建物 (□ 法人所有 ■ 貸借、□ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団 三浦内科医院
 所在地 広島市中区千田町二丁目9番21号

※医療法人整理番号 2126

貸借対照表
 令和6年5月31日、現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	72,458	I 流動負債	8,062
II 固定資産	15,568	II 固定負債	30,000
1 有形固定資産	14,014	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産		負債合計	:38,062
3 その他の資産	1,554	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(0)		
		科目	金額
		I 出資金	25,000
		II 積立金	24,964
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	49,964
資産合計	88,026	負債・純資産合計	: 88,026

(注) 1. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

法人名 医療法人社団 三浦内科医院
 所在地 広島市中区千田町二丁目9番21号

医療法人番号	2126
--------	------

損 益 計 算 書
 自 令和5年6月1日 至 令和6年5月31日

(単位:千円)

科目	金額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		143,402
2 事業費用		148,339
本来業務事業損失		-4,937
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		-4,937
附帯業務事業利益		562
II 事業外収益		100
III 事業外費用		-4,475
IV 特別利益		6,077
V 特別損失		
税引前当期純利益		1,602
法人税等		469
当期純利益		1,133

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること(自動表示)。

2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。

様式5

法人名 医療法人社団三浦内科医院
 所在地 広島市中区千田町2丁目9番21号

※医療法人整理番号	2126
-----------	------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

該当なし

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

該当なし

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 三浦内科医院

理事長 三浦 功博 殿

私は、医療法人社団 三浦内科医院の令和5年会計年度（令和5年6月1日から令和6年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年7月29日

医療法人社団 三浦内科医院
監事 [REDACTED]